

要 旨

1 作成の背景

本報告の背景には、日本社会における言語的少数者と多数派話者との関係が、政府の掲げる「共生」の理想状態から大きく離れているという問題意識がある。現在、日本では日本語母語話者が圧倒的多数を占めるが、その一方で、手話等の使用者、先住民族の言語や地域言語の継承者、外国語母語話者といった多様な言語的少数者も存在している。しかし、これらの人々が自らの言語で生活する権利は十分に保障されているとは言い難い。

本報告はこの状況を改善するため、日本政府が「自分の言語で生活する権利（以下「言語権」）は基本的人権である」「言語は単なる情報伝達ツールではなく、思考や文化、アイデンティティと不可分の存在である」という理念・認識を社会に広く浸透させ、教育・行政・広報の三面から取り組む必要性を提起するものである。

近年、AI 翻訳や補聴器・人工内耳等の技術の発展により、言語的障壁が技術的に完全に解消可能であるかのような認識が広まりつつある。しかしこうした認識は、言語の本質的な役割（すなわち人間にその言語ならではの世界認識法、思考法を与え、また人間の社会帰属意識の拠り所ともなることで、人間の根本を支えるという役割）を看過しており、「言語的少数者が多数派の言語に適応すればよい」という非対称な関係を温存しかねない。本報告は、このような誤解を是正し、言語の多様性を尊重する社会の実現に向けた基本的な考えを提示することを目的としている。

2 現状及び問題点

(1) 言語的少数者を取り巻く状況

日本における言語的少数者は主に三類型に整理される。

第一の類型は、手話等で生活する人々である。法制度上は合理的配慮の義務化が進んだものの、手話通訳の不足、地域格差、教育環境の不備等が残っている。手話が公的言語として十分に認められていない点も課題である。特に、ろう児が十分な言語環境を得られない場合、言語獲得そのものに困難が生じる可能性が指摘されている。

第二の類型は先住民族や地域言語の継承者である。国外では言語復興のために教育制度を整備する事例がある一方、日本では制度的支援が不十分であり、言語が衰亡しようとしている。特に深刻な危機的状況にあるアイヌ語や琉球諸語は、教育制度の中で体系的に継承される機会がほとんど存在しない。その他の地域言語も同様の状況にある。

第三の類型は外国語母語話者である。在留外国人は増加を続けており、多

文化共生が政策課題として掲げられているものの、教育・医療・行政・災害対応等の場面において日本語中心の運用が続いており、実質的な不利益が生じている。これらは単なる利便性の問題ではなく、生命や安全、社会参加に関わる深刻な問題である。

(2) 問題の本質

これらの問題の本質は、「言語権は基本的人権である」という認識が日本社会に十分に共有されていないという点にある。このため、言語的少数者への対応は権利の問題として位置付けられず、「配慮」や「福祉」の問題として扱われがちである。

言語権が基本的人権であるというのは、そもそも言語が本質的に他言語に完全には翻訳できないという性質を持つからである。それぞれの言語は、単なる情報伝達のツールではなく、語彙体系、文化的意味、思考様式、音韻・音声、社会的機能等の点で、固有の世界を形成している。したがって、翻訳技術や補助技術によって言語の違いを完全に解消することはできない。この点に対する理解不足が、問題の解決を阻んでいる。

3 報告の内容

本報告は、日本社会において異なる背景を持つ人々が共生するために日本政府がとるべき施策について、以下3つの方向性を提示する。

(1) 言語権に関する理念の説明と啓発

最も重要なのは、「言語権は基本的人権である」という理念を、政府が主体となって国民に明確に説明し、広く啓発することである。技術の進展によって言語の問題が軽視されがちな現状においては、この理念の共有が不可欠である。このような理念に基づき言語的多様性を尊重することは、単に少数者保護にとどまらず、社会全体の包摂性と創造性を高める効果を持つ。異なる言語背景を持つ人々の参画は、新たな知識や価値観の流入を促し、地域社会の活性化やイノベーションの創出につながる。また、多言語対応の進展は観光振興や国際競争力の強化、人材確保の面でも大きな利点をもたらすと考えられる。

(2) 理念の共有・啓発に当たっての障壁とその突破

上記の理念を説明・啓発するに当たって障壁となるのが、言語は単なる情報伝達ツールであるという認識である。実際には、言語は情報伝達のツールであるにとどまらず、思考・文化・アイデンティティを形成する基盤である。この認識も上記の理念と併せて広く社会に浸透させることによって、言語そのものの価値を尊重する社会認識への転換を図り、「翻訳や補助技術があれば

十分」という発想から脱却する必要がある。

(3) 教育・行政・広報の三面からの取組

上記(1)(2)の理念と認識を社会に定着させるため、日本政府には、教育・行政・広報の三面からの取組が求められる。具体的には、教育においては、言語の多様性や言語権に関する内容を学校教育に組み込むこと、行政においては、多言語対応や手話通訳を基本的公共サービスとして位置付けること、広報においては、多様な言語の可視化を進め、社会の認識を変革することである。

これらの取組を通じて、言語の違いを前提とした制度設計と社会環境の整備を進めることが必要である。

4 まとめ

本報告は、日本社会における言語的少数者の問題を、配慮や福祉の問題ではなく「権利の問題」として再定義し、「言語権の保障」と「言語の多様性の尊重」を社会の基本原則として確立する必要性を示している。その実現のためには、言語に関する理念と認識の共有及び制度的対応の双方が不可欠であり、本報告はその出発点を提示するものである。